

●健康手帳の交付（無料）

各種けん診、健康相談時に、けん診実施機関および健康増進課で交付します。
厚生労働省のホームページより、印刷していただくこともできます。
けん診結果等を記録し、健康管理に役立てていただくための手帳です。



●節目歯科健康診査

6月～翌年3月に実施歯科医療機関で行います。

対象となる方 40・50・60・70歳（令和6年4月1日現在）

受診料 1,000円（※下記①③の方は無料）



●各種検診（対象年齢の基準を受診年度3月末日の年齢とします。）

各検診の部位において、自覚症状のある方、治療中あるいは経過観察中の方、検診を受ける際に必要な体勢がとれない方、がん検診の結果が要精密検査の場合、精密検査を受けることが困難な方は原則受けることができません。

※社会情勢等の理由により、各種検診が中止となる可能性があります。

【個別検診】 集団検診も実施しています。詳しくは、市のホームページをご覧ください。



種 類	対象者	受診料・実施の方法
胃がん (胃バリウム検査)	50歳以上	2,300円（※下記①③④の方は無料） 6月～翌年2月に実施医療機関で行います。受診頻度は2年度に1回です。胃バリウム検査、もしくは胃内視鏡検査のうち、いずれかを2年度内に1回受診できます。
胃がん (胃内視鏡検査)	50歳以上	3,100円（※下記①③④の方は無料） 6月～翌年2月に実施医療機関で行います。受診頻度は2年度に1回です。胃バリウム検査、もしくは胃内視鏡検査のうち、いずれかを2年度内に1回受診できます。
大腸がん	40歳以上	500円（※下記①③④の方は無料） 6月～翌年2月に実施医療機関で行います。
肺がん・結核	40歳以上	700円 ★喀痰検査が必要な方は合計1,500円（※下記①②の方は無料） 6月～翌年2月に実施医療機関で行います。
乳がん	40歳～49歳の女性	1,900円（※下記①の方は無料）実施医療機関で行います。受診頻度は2年度に1回です。令和6年度末日で41・46歳の女性の方に無料クーポン券を送付します。
	50歳以上の女性	1,400円（※下記①③④の方は無料）実施医療機関で行います。受診頻度は2年度に1回です。令和6年度末日で51・56・61歳の女性の方に無料クーポン券を送付します。
子宮頸がん	20歳以上の女性	1,500円（※下記①③④の方は無料）実施医療機関で行います。受診頻度は2年度に1回です。令和6年度末日で21・26・31・36・41歳の女性の方に無料クーポン券を送付します。
肝炎ウイルス	40歳以上	1,000円（※下記①②の方は無料） 令和6年度末日で40・45歳の方で過去に草津市肝炎ウイルス検診を受けたことのない方に無料クーポン券を送付します。 ★上記対象以外で本検診を受けたことのない方は事前に健康増進課で手続きを行ってください。 6月～翌年2月に実施医療機関で行います。受診は一生に1回です。

●予防接種（高齢者肺炎球菌感染症、高齢者インフルエンザ、带状疱疹、新型コロナウイルス）

	種 類	対象者	接種料・実施の方法
定期接種	高齢者 肺炎球菌感染症	- 接種日当日に65歳の方 - 接種日当日に60歳～65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害がある方	接種料はひとり1回限り2,600円（※下記①の方は無料）。過去に一度でも接種された方は、助成の対象外となります。 65歳の誕生日の1日前から66歳の誕生日の1日前まで実施医療機関で接種することができます。
	高齢者 インフルエンザ	- 接種日当日に65歳以上の方 - 接種日当日に60歳～65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害がある方	接種料は今年度1回限り1,500円（※下記①の方は無料。接種料が変更となる場合は9月に広報します）。10月～12月に実施医療機関で接種することができます。
任意接種	带状疱疹	接種日当日に65歳以上の方	带状疱疹予防接種費用を助成します ビケン=1回接種完了で4,000円 シングリックス=2回接種完了で20,000円 接種日から1カ月以内または、令和7年3月31日までのいずれか早い日までに健康増進課まで申請ください。詳細はホームページをご確認ください。

※高齢者新型コロナウイルスについて接種料等の詳細は令和6年4月30日現在未定のため分り次第、広報くさつ等でお知らせします。

〈受診料の免除について〉

- ①市民税が非課税世帯または免除世帯、生活保護世帯の方で受診日の1週間前までに健康増進課に申請書を提出し（本人確認書類を持参、代理人が申請する場合は代理人の本人確認書類も持参）、免除の決定通知を受けられた方（申請に来られるのが難しい場合は健康増進課にご相談ください。）
- ②受診年度3月末日で65歳以上の方 ③受診年度3月末日で70歳以上の方
- ④65～69歳で一定の障害があり、後期高齢者医療制度に加入している人で受診時に後期高齢者医療被保険者証を提示した方